



内閣府

プレスリリース

食品表示基準の制定に係る答申について

平成26年11月4日
内閣府消費者委員会事務局

平成26年7月23日付け及び平成26年9月19日付けで内閣総理大臣から諮問を受けた以下の件に関し、消費者委員会食品表示部会で審議を行い、平成26年10月31日の第34回消費者委員会食品表示部会で結論が得られたことを受け、平成26年10月31日付けで、消費者委員会委員長より内閣総理大臣あてに答申を行った。

◆ 平成26年7月23日付け諮問 遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成12年農林水産省告示第517号）

1. 第34回消費者委員会食品表示部会における審議内容は以下の通り。
 - ・ 諮問された改正案のとおり一部改正することが適当であるとされた。
2. 第34回食品表示部会において結論が得られたため、平成26年10月31日付けで、消費者委員会委員長から以下を内容とする答申が行われた。
 - ・ 諮問された改正案（別添）のとおり一部改正することが適当である。

※別添：遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成12年農林水産省告示第517号）一部改正（案）新旧対照表

◆ 平成26年9月19日付け諮問 食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項の規定により内閣府令で新たに定める食品表示基準

1. 第34回消費者委員会食品表示部会における審議内容は以下の通り。
 - ・ 以下を除き、諮問案のとおりとすることが適当であるとされた。除外部分については修正方針案を示し、諮問された食品表示基準案を変更するよう求めた。

○除外部分：栄養成分表示に係るナトリウムおよび食塩相当量の表示

○修正方針案：栄養成分表示に係るナトリウムの量は食塩相当量で表示する。
ただし、ナトリウム塩を添加していない食品に限り、任意でナトリウムの含有量を表示することができるものとし、その場合の表示は、ナトリウムの量の次に食塩相当量を括弧書き等で併記する。

2. 第34回食品表示部会において結論が得られたため、平成26年10月31日付けで、消費者委員会委員長から以下を内容とする答申が行われた。

- ・食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項の規定により内閣府令で新たに定める食品表示基準について、以下を除き、諮問案（※）のとおりとすることが適当である。

○栄養成分表示に係るナトリウムおよび食塩相当量の表示

上記の除外部分については、消費者庁の説明に基づき食品表示部会で議論し了承された修正方針案を示すので、諮問された食品表示基準案を変更されたい。

○栄養成分表示に係るナトリウムの表示の修正方針案

栄養成分表示に係るナトリウムの量は食塩相当量で表示する。ただし、ナトリウム塩を添加していない食品に限り、任意でナトリウムの含有量を表示することができるものとし、その場合の表示は、ナトリウムの量の次に食塩相当量を括弧書き等で併記する。

※諮問された食品表示基準案は、消費者委員会ホームページに掲載

<http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/>

【本件問い合わせ先】内閣府 消費者委員会事務局

担当：錦織・山中・小國

電話：03-3507-9945

FAX：03-3507-9989

別添

遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成12年農林水産省告示第517号）一部改正（案）新旧対照表 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																			
<p>第1条～第5条 【略】</p> <p>別表1～別表2 【略】</p> <p>別表3（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">形質</th> <th style="width: 50%;">加工食品</th> <th style="width: 30%;">対象農産物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高オレイン酸</td> <td rowspan="2">1 大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの</td> <td rowspan="2">大豆</td> </tr> <tr> <td><u>ステアリドン酸産生</u></td> </tr> <tr> <td>高リシン</td> <td>1 とうもろこしを主な原材料とするもの（左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの</td> <td>とうもろこし</td> </tr> </tbody> </table>	形質	加工食品	対象農産物	高オレイン酸	1 大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの	大豆	<u>ステアリドン酸産生</u>	高リシン	1 とうもろこしを主な原材料とするもの（左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの	とうもろこし	<p>第1条～第5条 【略】</p> <p>別表1～別表2 【略】</p> <p>別表3（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">形質</th> <th style="width: 50%;">加工食品</th> <th style="width: 30%;">対象農産物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高オレイン酸</td> <td>1 大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの</td> <td>大豆</td> </tr> <tr> <td>高リシン</td> <td>1 とうもろこしを主な原材料とするもの（左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの</td> <td>とうもろこし</td> </tr> </tbody> </table>	形質	加工食品	対象農産物	高オレイン酸	1 大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの	大豆	高リシン	1 とうもろこしを主な原材料とするもの（左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの	とうもろこし
形質	加工食品	対象農産物																		
高オレイン酸	1 大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの	大豆																		
<u>ステアリドン酸産生</u>																				
高リシン	1 とうもろこしを主な原材料とするもの（左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの	とうもろこし																		
形質	加工食品	対象農産物																		
高オレイン酸	1 大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの	大豆																		
高リシン	1 とうもろこしを主な原材料とするもの（左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの	とうもろこし																		